第15章 政策評価等の推進

第15章のポイント

文部科学省では，政策評価について省内研修を他府省に先駆けて行い，評価の質の向上に努めるとともに，独立行政法人評価について，重要点を１枚の紙に簡潔にまとめた「全体評価」や評価の経年変化を比較できる「経年比較表」を作成するなど，霞ヶ関の評価をリードする取組を実施しています。

政策評価については「行政機関が行う政策の評価に関する法律」などに基づき，独立行政法人の評価については「独立行政法人通則法」などに基づき，それぞれ客観的かつわかりやすい評価が行われるよう，毎年評価の実施方法を改善し，厳格に実施しています。

霞ヶ関をリードする評価を！

1．評価の質に磨きをかける！　～文部科学省政策評価研修～

文部科学省では政策評価の実効力を高めるため，政策評価に関しては省内初の本格的な研修となる「文部科学省政策評価研修」（平成17年５月16日～６月30日）を実施しました。

この研修は，「実績評価」，「事業評価」，「独立行政法人評価」の三つのテーマ（参照：本章第１節，第２節）について，それぞれ講義とワークショップ（少人数グループによる演習）の二つの形式で行われました。講義は政策評価の役割，意義，手法などについての知識を習得することをねらいとして実施し，一方，ワークショップでは，評価の手法について，４～５名程度の少人数グループでの実践練習を行いました。

▲ワークショップ風景
写真提供：研修講師　経営改革プロデューサー
星野芳昭（ほしのよしあき）氏

実績評価，事業評価，独立行政法人評価あわせて，講義には366名，ワークショップには320名の参加がありました。文部科学省大臣官房政策課評価室が行ったアンケートによると，実績評価については，政策評価が自らの仕事にとって「必要なことだと思う」「どちらかといえば必要なことだと思う」と回答したのは93％でした。事業評価ワークショップについては，「事業評価の考え方，視点が理解できた」（23％）「事業の目的が明確になった」（19％）など回答しています。参加者の多くが評価の必要性を認識し，さらには評価の方法を身に付けることができたようです。

文部科学省では，より効果的な評価方法を探求するとともに，研修を他府省に先駆けて実施し，評価の質の向上を図っています。

●平成17年度文部科学省政策評価研修のアンケート結果

1．参加者数

・政策評価手法に関する講義【実績評価，事業評価，独立行政法人評価】　参加者数　延べ　366名
・ワークショップ【実績評価，事業評価，独立行政法人評価】　参加者数　延べ　320名

2．研修に関するアンケート結果より

アンケート回答数：320（参加者総数（380人）の約84％）

【実績評価】

Q．政策評価は，自らの仕事にとって必要なことだと思いましたか？

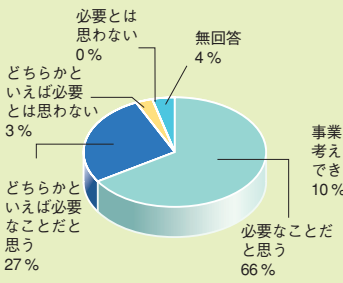

【事業評価】

Q．ワークショップを通じて感じたことは？（複数回答可）

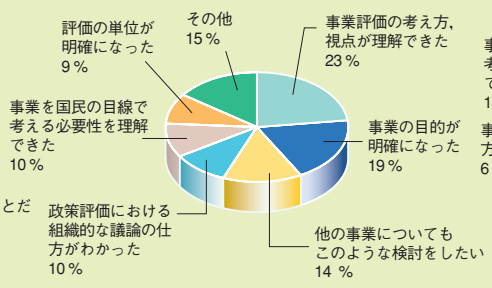

【独立行政法人評価】

Q．ワークショップを通じて感じたことは？（複数回答可）

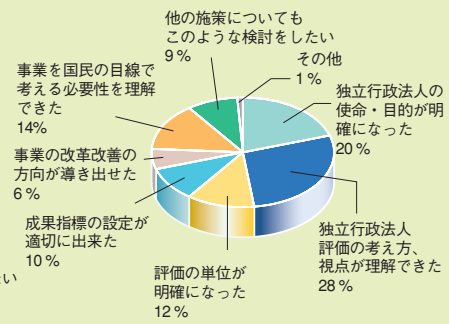

2．他府省の参考となる先進的な取組を実施！～文部科学省独立行政法人評価委員会～

平成17年11月14日に行われた総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において，各府省の評価委員会の参考に資するような先進的取組を行っている評価委員会を「評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会」として，積極的に紹介することになりました。

この取組が始まって初年度である17年度は，文部科学省の独立行政法人評価委員会が唯一紹介されました。具体的には，評価の重要点を１枚紙にまとめた「全体評価」，評価の経年の変化を比較できる「経年比較表」について評価の取組が顕著だとされたのです(参考１)。

文部科学省独立行政法人評価委員会は，引き続き各府省の評価委員会の範となる取組を行っていきます。

（参考１）

報道資料

実はここにも 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 17 年 11 月 14 日

平成 16 年度における独立行政法人の
業務実績評価に対する意見
－政策評価・独立行政法人評価委員会意見－

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価（＝一次評価）を行います。政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の運営がより良いものとなるよう、各府省の評価委員会の評価の在り方等について横断的に評価（＝二次評価）を行います。

今回の二次評価の主な視点

中　　略

③　他の独立行政法人評価委員会の参考になる評価等の例はあるか。

各府省の評価委員会の評価や独立行政法人の運営に関し、先進的な取組を行っているものについては、他の評価委員会や法人の参考に資するよう、積極的に紹介します。

（例）　全体評価の記載事項を「評価を通じて得られた法人の今後の課題」、「法人の経営に関する意見」「特記事項（中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等）」に区分した上で、法人に求めるべき今後の重要点を絞って明らかにするような取組を実施している。（文部科学省独立行政法人評価委員会）

第１節 政策評価の実施

平成13年１月の中央省庁等改革に伴い，政策評価制度が全府省に導入されるとともに，14年４月からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）が施行され，各府省において，政策評価の適切な実施に取り組んでいます。

政策評価は，次の２点を目的としています。

①政策の効果を把握し，その必要性・有効性・効率性などを明らかにすることにより，政策の企画立案や実施に的確に反映する。

②評価結果などの政策評価に関する情報を公表することにより，国民に対する説明責任の徹底を図る。

このような政策評価を，「企画立案（Plan）」，「実施（Do）」，「評価（See）」というマネジメント・サイクルの中に，制度化された仕組みとして組み込んで，客観的かつ厳格にこれを実施することが求められています。

マネジメント・サイクル

行政におけるマネジメント・サイクルとは，政策を企画・立案し（Plan），実施する（Do）という従来の行政の流れに加え，業績を測定・評価し（See），その結果を次の政策の企画・立案に反映させるというフィードバック（結果を原因に反映させていくこと）の過程を盛り込んだ，循環型（サイクル）の行政管理手法のことです（図表2-15-1）。

図表 ■ 2-15-1 マネジメント・サイクル

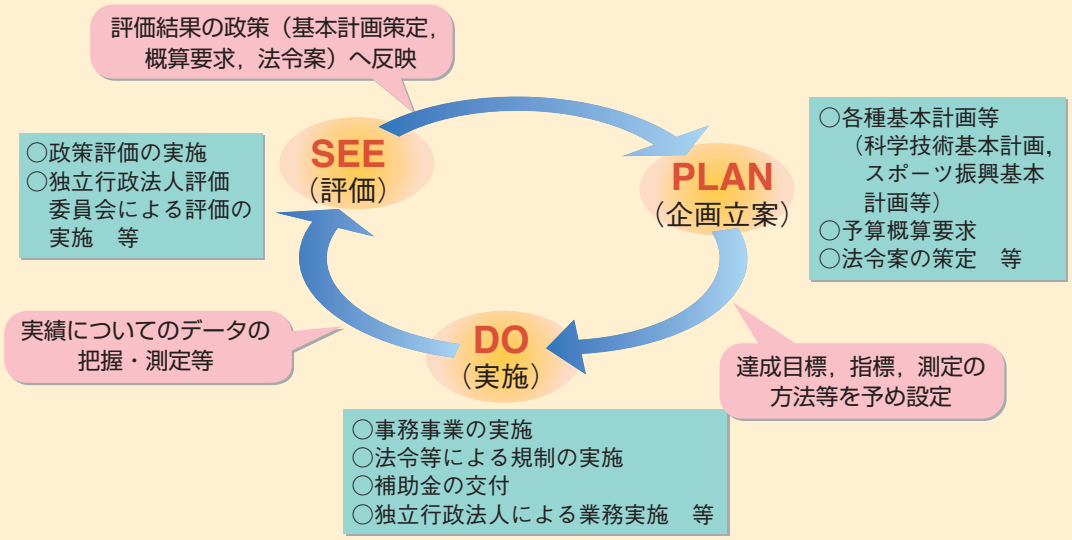

1 政策評価の適切な実施

文部科学省では，政策評価法を受けて，「文部科学省政策評価基本計画」（平成17年３月文部科学大臣決定）と「平成17年度文部科学省政策評価実施計画」（平成17年３月文部科学大臣決定）を策定し，これに基づき，実績評価，事業評価，総合評価の三つの評価方式を用いて政策評価を実施しています。

政策評価の実施に当たっては，事務次官を議長とする「政策評価会議」を開催し，政策評価に関する決定を行っています。また，政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため，学識

経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し，評価手法・実施方法などの改善，個別の評価書などの内容について助言を得ています。

これらの計画などに基づき行われた個別の評価結果については，報道発表を通じて公表するとともに，文部科学省のホームページにおいて公表しています（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/main5_a11.htm）。

実績評価，事業評価，総合評価の三つの評価方式

［実績評価］

指標や主な政策手段などの状況を踏まえながら，施策（共通の目的を有する行政活動の一定のまとまり）ごとに，施策目標（基本目標）や達成目標の達成度合いを把握して事後評価を実施し，併せて今後の課題や将来の政策への反映方針を明らかにするもの。

［事業評価］

個々の事業・プロジェクトなどを対象とし，事業を決定する前に政策効果や費用などを推計・測定し，必要性（「上位の施策目標，達成目標を達成する上で必要か」，「国民や社会のニーズに照らして妥当か」など），効率性（「予算などに見合った効果が得られるのか」，「必要な効果がより少ない予算などで得られるものがほかにないか」など），有効性（「達成年度が到来し，事後的な検証を行う際に効果をどのような方法で測定・検証する予定なのか」など）の観点から評価するとともに，事前に行った評価内容を踏まえ事後的に検証するもの。

［総合評価］

政策の決定から一定期間を経過した後，問題解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から，特定のテーマについて，当該テーマに関する政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し，政策に関する問題点を把握するとともに，その原因を分析するなど総合的に評価するもの。

（1）実績評価の実施

平成17年度においては，16年度の施策の実績についての評価結果を「文部科学省実績評価書―平成16年度実績―」（17年８月）として公表しました（**図表2-15-2**）。

図表 ■ 2-15-2　文部科学省実績評価書における施策目標（基本目標）・達成目標の達成度合い

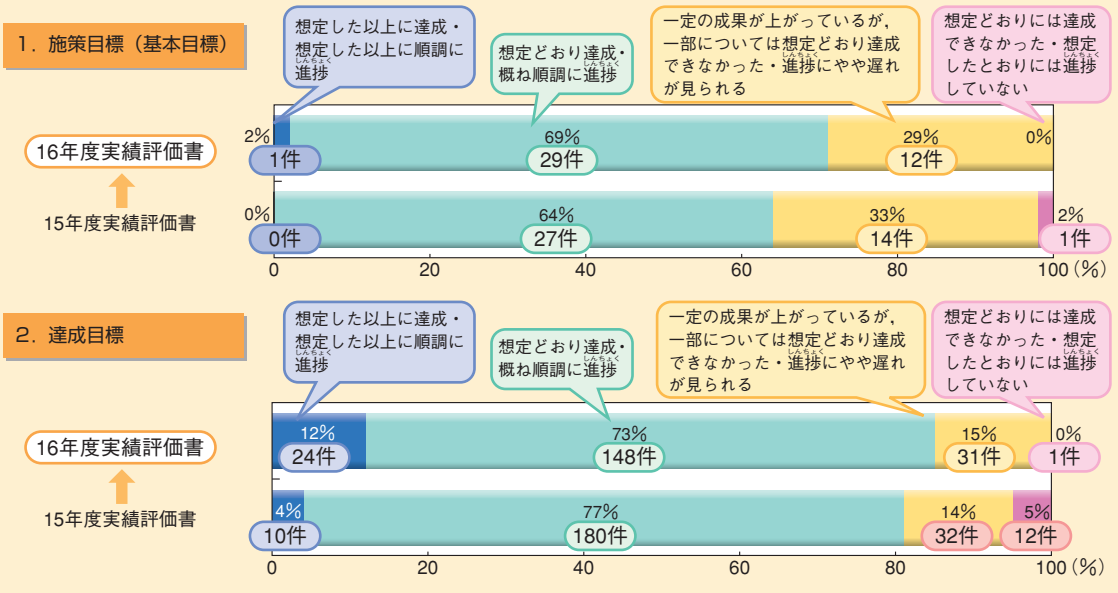

実績評価の実施に当たっては，政策の体系を明らかにするため，「文部科学省の使命と政策目標」として９の政策目標と42の施策目標を設定し，施策目標に対して更に具体的な204の達成目標を設定しました（**図表2-15-3，2-15-4**）。さらに，目標ごとに平成16年度の達成度合いを測定

図表 ■ 2-15-3　文部科学省の使命と政策目標（平成17年度～19年度）

文部科学省の使命：　教育，科学技術・学術，文化，スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ，これを通じ，「人材・教育・文化大国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標１　生涯学習社会の実現

生涯にわたって学ぶ機会が提供され，学んだ成果が適切に評価される社会を実現する

- 施策目標１－１　生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標１－２　地域の教育力の向上
- 施策目標１－３　家庭の教育力の向上
- 施策目標１－４　自立し挑戦する若者の育成
- 施策目標１－５　ITに関連する教育・学習の振興とITを活用した教育・学習の振興

政策目標２　確かな学力の向上，豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子どもたちが確かな学力，豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める

- 施策目標２－１　確かな学力の育成
- 施策目標２－２　豊かな心の育成
- 施策目標２－３　児童生徒の問題行動等への適切な対応
- 施策目標２－４　青少年の健全育成
- 施策目標２－５　健やかな体の育成
- 施策目標２－６　地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標２－７　魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標２－８　安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進

政策目標３　個性が輝く高等教育の推進と私学の振興

「知的基盤社会」において，我が国が活力ある発展を続けていくために，高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方，社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する

- 施策目標３－１　大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標３－２　大学などにおける教育研究基盤の整備
- 施策目標３－３　意欲ある学生への支援体制の整備
- 施策目標３－４　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標４　科学技術の戦略的重点化

国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性，機動性をもった対応を実現するとともに未来を切り拓く質の高い基礎研究の推進を図る

- 施策目標４－１　基礎研究の推進
- 施策目標４－２　ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標４－３　情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標４－４　環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標４－５　ナノテクノロジー･材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標４－６　原子力分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標４－７　宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標４－８　海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標４－９　成果の社会への実装に向けた研究開発の推進
- 施策目標４－10　新興・融合領域の研究開発の推進

政策目標５　優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革

世界水準の優れた研究開発成果を生み出す仕組みを構築するとともに，そのための基盤の整備・充実を図る

- 施策目標５－１　優れた科学技術関係人材の養成・確保
- 施策目標５－２　創造的な研究開発システムの構築
- 施策目標５－３　科学技術振興のための基盤の整備
- 施策目標５－４　科学技術関係の国際活動の戦略的推進

政策目標６　科学技術と社会の新しい関係の構築を

科学技術の成果の社会への還元を推進するとともに，科学技術に対する国民の理解の増進及び信頼の獲得を図る

- 施策目標６－１　大学等における研究成果の社会還元の推進
- 施策目標６－２　地域における科学技術の振興
- 施策目標６－３　科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標６－４　原子力の安全の確保

政策目標７　スポーツの振興

生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに，わが国の国際競技力を向上させ，子どもから大人まで心身ともに健全な社会を実現する

- 施策目標７－１　生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標７－２　我が国の国際競技力の向上
- 施策目標７－３　学校体育の充実

政策目標８　文化による心豊かな社会の実現

優れた芸術文化の振興を図るとともに，我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより，文化による心豊かな社会を実現する

- 施策目標８－１　芸術文化活動の振興
- 施策目標８－２　文化財の次世代への継承・発展
- 施策目標８－３　文化振興のための基盤整備
- 施策目標８－４　国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上，文化を通じた国際貢献，諸外国との相互理解の増進

政策目標９　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う

- 施策目標９－１　日本人の心の見える国際協力の推進
- 施策目標９－２　諸外国との人材交流の推進
- 施策目標９－３　大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保

図表 ■ 2-15-4　文部科学行政における施策目標・達成目標等の設定の具体例（平成16年度）

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標
2 確かな学力の向上と豊かな心の育成	2－1 確かな学力の育成	基礎・基本を徹底し，自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。	2－1－1 学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り，知識・技能はもとより，学ぶ意欲，思考力，判断力，表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。
			2－1－2 少人数指導・習熟度別指導の実施など，個に応じた指導の充実を図る。
			2－1－3 教員一人あたりの児童生徒数の欧米並の水準（小：18.6人，中14.6人）への改善を進める。
			2－1－4 学校教育への社会人等の活用（平成16年度までに約５万人を全国の学校に導入等）を推進する。
			2－1－5 英語教育の改善の目標や方向性を明らかにし，その実現のために国として取り組むべき施策を盛り込んだ「英語が使える日本人」の育成のための行動計画を策定し，計画に基づいた施策を実施することにより，平成19年度末までに「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。
			2－1－6 学校での朝読書等の読書活動を充実するとともに，平成14年度からの５年間で，学校図書館の蔵書について，新たに４千万冊を整備する。
5 優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革	5－5 研究開発基盤の整備	独創的・先端的な研究開発を進めるため，施設整備はもとより，知的基盤（①研究用材料，②計量標準，③計測方法・機器等，④データベース），研究情報基盤などの研究開発基盤の整備を図る。	5－5－1 2010年を目途に，知的基盤整備計画（科学技術・学術審議会阿部前会長より遠山大臣に平成13年8月30日に答申）に記載された重点的に整備する知的基盤（①研究用材料（微生物等の生物遺伝資源等），②計量標準，③計測方法・機器等，④データベース）の整備について，⑥の指標＊に示されているような整備目標を達成する。
			5－5－2 多様な物質・材料の構造解析をはじめとして，従来の光源では達成できない未踏の科学技術領域の開拓に寄与する施設である大型放射光施設（SPring-8:Super Photon ring 8GeVの略称）の共用利用をさらに促進し，優れた研究成果を社会に還元するため，施設整備等を進め，利用者数が前年度に比べて拡大するよう運用を図る。
			5－5－3 観測実験・シミュレーション等で大容量のデータを扱い，超高速・広帯域のネットワークを必要とする高エネルギー・核融合科学をはじめとする先端分野の研究を一層推進するため，先端的研究機関を最速10Gbpsの回線で接続するスーパーSINETのノード（接続拠点）数を平成15年度までに28機関において整備し，さらに順次拡充する。
			5－5－4 世界水準の教育研究成果の確保を目指し，国立大学等施設緊急整備５か年計画に基づき，平成17年度までに約600万m^2の国立大学等の施設整備を重点的・計画的に行う。

するため，できる限り定量的データなどを用いて分析を行い，施策の効果について検証しました。評価の結果を記述するに当たっては，施策目標（基本目標）及び達成目標の達成度合いを

＊　**⑥の指標**
　動物細胞数（国立大学，独立行政法人等において保存されている動物細胞数），材料物性データベースのデータ数等

「想定した以上に達成」,「想定どおり達成」,「一定の成果が上がっているが，一部については想定どおり達成できなかった」,「想定どおりには達成できなかった」の４段階の分類＊で表しています。

（2）事業評価の実施

平成17年度においては，以下の二つの事業評価を実施し，

①新規・拡充事業評価（事前評価）

平成18年度概算要求において新規要求あるいは予算額の拡充を予定している事業のうち，社会的影響又は予算規模の大きいものを対象に，事業の必要性・有効性・効率性，得ようとする効果などについて73事業の評価を実施。

②継続事業評価（事後評価）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」における「成果重視事業」に登録される継続事業などについて６事業の評価を実施。

その結果を「文部科学省事業評価書―平成18年度新規・拡充事業等―」（17年８月）として公表しました。

新規・拡充事業の事前評価においては，可能な限り定量的なデータを用いて，より具体的な達成効果と達成年度を設定するよう努めています。

（3）総合評価の実施

平成17年度は,「国際競技力向上施策の効果に関する総合評価」（16年度に引き続き２年目),「優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革（仮称)」の二つの総合評価に取り組んでいます。

（4）規制に関する評価の試行的実施

文部科学省では，平成16年度から新たに法令に基づく規制の新設又は改廃のうち，社会的影響の大きなものを対象として，規制の必要性，規制の便益，規制の費用などについて事前評価に試行的に取り組んでいます。16年度については，４政省令，９件について実施しました。

2 評価結果の政策への反映等

政策評価の評価結果は，予算要求，法令などによる制度の新設・改廃などの政策の企画立案作業における重要な情報として活用され，適切に反映されることが必要です。文部科学省では，政策評価担当組織である大臣官房政策課評価室が中心となって，予算担当部局などと緊密な連携を図りながら，評価結果の政策への反映の促進に努めています。

文部科学省の政策は，教育，科学技術・学術，文化，スポーツと多くの分野にまたがっていることや，効果が発現するまで長期間を要するものが多いこと，地方公共団体をはじめとした多様な政策実施主体がかかわることなどの特性を踏まえながら，評価手法の調査研究などに取り組みつつ，引き続き効果的な評価の実施に努めています。

＊　**４段階の分類**

施策の特性などから，年度ごとに達成度合いを記述することが困難な場合には，施策の進捗状況として「想定した以上に順調に進捗」,「おおむね順調に進捗」,「進捗にやや遅れが見られる」,「想定したとおりには進捗していない」の４分類により効果を記述する。

第2節 独立行政法人の評価

1 独立行政法人制度

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は，国民生活や社会経済の安定など公共の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって，国が自ら主体となって直接実施する必要がないもののうち，民間団体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものや単独の団体に独占して行わせることが必要であるものを，効率的かつ効果的に行わせることを目的として，国とは別の法人格を有する団体として設置された機関です。

文部科学省所管の独立行政法人は，教育，科学技術・学術，文化，スポーツといった幅広い分野において大きな役割を果たしており，文部科学省の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

独立行政法人制度においては，主務大臣は法人に対して達成目標である中期目標を指示し，法人はこの中期目標を達成するため，自ら中期計画を作成し，主務大臣の認可を受けることとされています。法人は，この中期計画を基に，柔軟な予算執行や業務体制の構築が実現できるなど，法人運営に関する国の細部にわたる事前関与・統制は制限され，自主的・自律的な法人運営が確保されています。

独立行政法人制度は，法人に業務運営の自主性を付与する一方，目標の達成状況を事後に厳格にチェックすることにより，効果的・効率的な運営を目指しています。このため，第三者評価機関である独立行政法人評価委員会を設け，独立行政法人の毎年度の業務実績を評価するとともに，中期目標の期間の終了時には，組織・業務の全般的な見直しを行うという仕組みを導入しています。この仕組みによって，国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの実施を図っています。

(2) 独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人評価委員会は，独立行政法人通則法（平成13年１月施行）などに基づき，各事業年度における業務の実績の評価や中期目標に関する業務の実績の評価を実施するとともに，その結果，必要があると認める場合は，当該独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告を行うこととしています。

また，主務大臣が，中期目標を設定，中期計画を認可又は中期目標期間の終了時における独立行政法人の業務を継続させる必要性や組織の在り方その他組織・業務全般にわたる検討を行う場合などにおいては，あらかじめ，独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

さらに，独立行政法人評価委員会は，社会一般の情勢に照らし，独立行政法人の役員の報酬と退職手当の基準に関して意見を述べることができることとされています。

2 文部科学省所管の独立行政法人の評価

(1) 文部科学省独立行政法人評価委員会の評価の対象法人

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価対象となっている法人は，沖縄科学技術研究基盤整備機構（平成17年９月設立）と，日本原子力研究開発機構（17年10月設立）がそれぞれ設立したことにより，17年11月現在で30法人となっています。

このうち，日本私立学校振興・共済事業団は共済組合類型の法人ですが，平成15年10月から，助成業務については独立行政法人の管理手法を導入しており，文部科学省独立行政法人評価委

員会で評価を実施しています（図表2-15-5）。

(2) 平成16年度に実施した評価

文部科学省独立行政法人評価委員会では，独立行政法人通則法と「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成17年3月文部科学省独立行政法人評価委員会決定）に基づき，16年度の独立行政法人の業務の実績に関する評価を各法人ごとに実施しました。この評価を行うに当たっては，法人から業務についての報告を受けるとともに，中期計画の実施状況を調査・分析し，個別の業務の段階的評定のほか，業務の実績の全体について総合的な評定を行いました。

これらの評価結果については，文部科学省のホームページで公表しています（http://www.mext.go.jp/a_menu/ hyouka/d_kekka/05090901.htm）。文部科学省では，評価結果を予算編成や業務運営の改善に反映することなどを通じて，各独立行政法人などにおける業務運営の一層の向上に努めています。
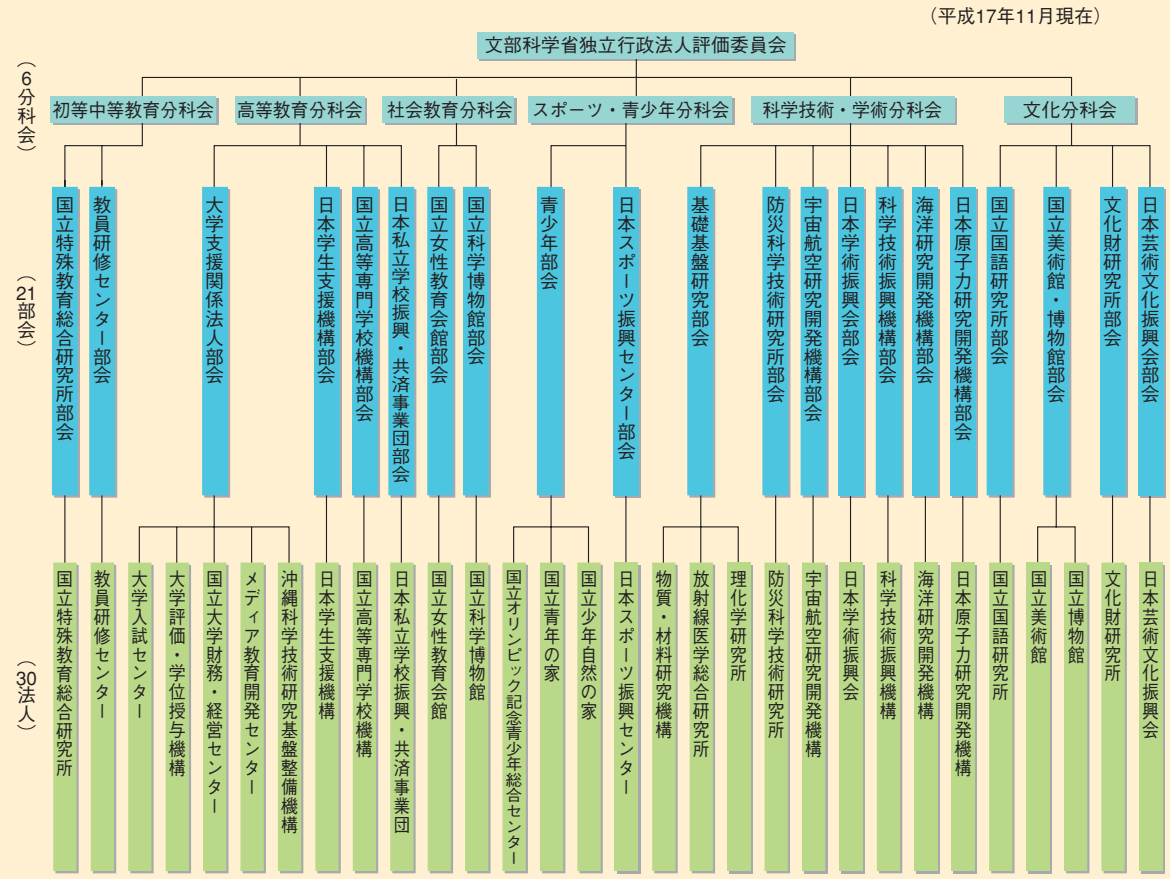
図表 ■ 2-15-5 文部科学省独立行政法人評価委員会体制図